指定数量の倍数について

1. 指定数量とは

指定数量とは【**消防法の適用を受ける基準となる数量**】のことを言います。

指定数量以上(指定数量の倍数:1以上)の危険物を許可を得ないで貯蔵・取り扱うことは消防法 で固く禁止されています(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金:消防法第41条第1項第3号)。



ギヤー油 ・・・・・ 6,000リットル

動植物油類・・・・・10,000リットル

危険性の高い危険物は、指定数量 が少なく定められているんだね!



2. 指定数量の倍数とは

指定数量の倍数とは、【貯蔵・取り扱う危険物の量が指定数量の何倍であるか】を表すもので、 「貯蔵又は取り扱う危険物の量」を「その危険物の指定数量」で除することで求めることができます。

性

低い

1種類の危険物を貯蔵する場合

危険物Aの貯蔵量

危険物Aの指定数量

2種類以上の危険物を貯蔵する場合

危険物Bの貯蔵量 + -

危険物Cの貯蔵量

危険物 B の指定数量

危険物Cの指定数量

2-1. 指定数量の倍数計算(例)

例1)同一の場所で、灯油を60リットル貯蔵している場合

灯油の貯蔵量(60%)

0.06

灯油の指定数量(1,000%)

したがって、当該場所での指定数量の倍数は「**0.06倍**」となります。

- 例2) **同一の場所で、ガソリンを40リットル、重油を600リットルを貯蔵している場合**

ガソリンの貯蔵量(40%) _ 重油の貯蔵量(600%) _

ガソリンの指定数量(200%) 重油の指定数量(2,000%)

(0.2倍)

(0.3倍)

したがって、当該場所での指定数量の倍数は「**0.5倍**」となります。

例3) 同一の場所で、ガソリンを200リットル、軽油を400リットルを貯蔵している場合

ガソリンの貯蔵量(200kk) + <u>灯油の貯蔵量(400kk)</u> 1.4

ガソリンの指定数量(200%) 灯油の指定数量(1,000%)

(1.0倍)

(0.4倍)

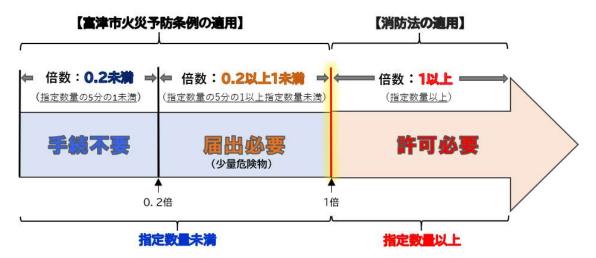
したがって、当該場所での指定数量の倍数は「1.4倍」となります。

3. 適用法令及び手続きについて

適用される法令や必要な手続きは、指定数量の倍数によって異なります。



《イメージ図》



;" ※1 富津市火災予防条例

第30条 — 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準

第31条 ― 指定数量の5分1以上指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの技術上の基準等

第32条 一 品名又は指定数量を異にする危険物

第46条 — 指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの届出

:" ※2 消防法

第10条 — 危険物の貯蔵・取扱いの制限等

第11条 — 製造所等の設置、変更等

問合せ: 富津市消防本部 予防課予防係電 話: 0439-88-6405 FAX: 0439-88-6500